

当院の姿勢と患者さんに望むこと (患者の権利の章典)

患者さんは、人間としての尊厳を尊重されながら医療を受ける権利を持っています。また医療は患者さんと医療提供者が互いの信頼関係に基づき協同して作ってゆくものであり、患者さんに主体的に参加していただくことが重要です。当院は、「安全、安心、信頼の医療」「無差別平等の医療」「患者負担の少ない医療」「地域とともに歩む専門職の育成」を医療実践の理念として掲げています。この理念に基づいた医療を実践する立場から、ここに「患者の権利の章典」を制定します。当院は、この権利の章典を守り、患者さんの医療に対する主体的な参加を支援してゆきます。

1. 誰でも、社会的地位・国籍・宗教などによって差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 病気についてわかりやすい言葉で十分な説明を受ける権利があります。
3. 十分な説明と情報提供を受けた上で、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。また別の医師の意見を聞きたいという希望も尊重されます。
4. 診療の過程などで得られた個人情報の秘密が守られる権利があります。
5. 自分の診療記録の開示を求める権利があります。
6. 医療内容や病院の運営に関して、意見や苦情を述べる権利があります。
7. だれでも、等しく上記の権利を行使するためには、病院の規則を守り他の患者さんや職員に迷惑をかけない態度が必要です。
8. 良質な医療を実現するために、自分自身の健康に関する情報、治療に対する疑問や不安をできるだけ正確に提供するように努める必要があります。
9. 自らの病気の療養に積極的に取り組むために、自分の病気について良く理解できなかったことに対して十分理解できるまで質問をするように努めましょう。